

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年3月1日	令和4年3月15日	(このうち、請求内容2について) 令和4年2月28日付不存在による非公開決定(大市第46号)には、不存在の理由として次の通り記載されています。 『『平成29年度世論調査結果報告書』の「報告書を読む際の留意点」は、本市が世論調査を委託した業者が仕様書に基づいて作成したものであり、仕様書上では「報告書を読む際の留意点」の掲載について具体的に明示しておらず、当該文書の記載の意図、目的がわかる文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。』 1. 記載中にある「仕様書」を公開してください。 この理由では、仕様書に「具体的に明示」されていない内容について受託業者が自らの判断で記載したものを、大阪市が承認したことになります。その際に記載の意図や目的、根拠などについて確認をしないまま承認するなど考えられませんが、 2. 仕様書に明示されていない記載を大阪市が承認した理由や、承認する際に確認した当該記載の意図や目的、根拠などについて記載された文書を公開してください。 3. 「平成29年度世論調査結果報告書」はかつて大阪市Webページで公開されていました。この公開の際にも、「報告書を読む際の留意点」の記載内容については確認したはずです。この確認内容について記載された文書を公開してください。	不存在		号 市政改革室	総務担当
令和4年3月1日	令和4年3月15日	(請求内容1、3について) ・平成29年度第2回世論調査業務委託(市政に関する市民意識調査)仕様書 ・平成29年度(2回目)世論調査(市政に関する市民意識)報告書の作成及びホームページ掲載について	公開		号 市政改革室	総務担当
令和4年3月1日	令和4年3月15日	令和4年2月28日付不存在による非公開決定(大市第48号)には、不存在の理由として次の通り記載されています。 「また、市民の声(No.2269-10008-001-01)への回答については、区民モニターアンケートの一般的な性質を述べたものであり、その根拠が示された文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。」 市民の声の回答にある『「その状態を客観的に測定できるような数値化した指標」の測定ができる。」「過去との比較ができる。」「測定側の主観が入り込まない数値データを測定する一つの方法である」などの点について、これらが「区民モニターアンケートの一般的な性質」であることが分かる文書を公開してください。	不存在		号 市政改革室	改革プラン推進担当
令和4年3月1日	令和4年3月15日	参考(変更前・後 一覧) (世論調査結果の表記事項修正に係るホームページ掲載データの更新について(平成30年12月7日決裁分)の添付資料)	公開		号 市政改革室	総務担当
令和4年3月2日	令和4年3月15日	・世論調査結果の表記事項修正に係るホームページ掲載データの更新について(平成30年12月7日決裁分) ・世論調査結果の表記事項修正に係るホームページ掲載データの更新について(平成31年1月8日決裁分)	公開		号 市政改革室	総務担当
令和4年3月9日	令和4年3月23日	3月8日に公開されたマーケティング・リサーチに関する資料に以下の記述があります。マーケティング・リサーチの手引き P.37 世論調査 回答者は、無作為に抽出するので、市民全体の意向把握の客観性が高い P.44 「女性の方がやりがいを感じている割合は男性より低い傾向にある」という傾向が把握できます。 P.57 7(1)より良い成果指標(アウトカム)の設定 設定時の留意点 ①比較が可能か(過去と現在、他の自治体や分野・部門別など) ②客観的に測定できるか(測定側の主観が入り込まない数値データなどで測定しているか) ③比較的簡単に入手することが可能か(必要な時に入手できるかどうか) P.61 7(2)アンケート結果を活用した改善事例 ・区民アンケート等において、区役所からの情報発信がこれまでよりわかりやすくなったと感じている区民の割合:50% 調査ツールの特徴 世論調査 一般的な市民の認識・意向を調査することが可能 アンケートの作業工程別ポイント!!アンケート方法を検討 編 標本調査では、どれくらいの標本(サンプル)数が必要なのか 誤差±5%を確保するには約384標本、誤差±4%を確保するには約600標本、誤差±3%を確保するには約1067標本、誤差±2%を確保するには約2398標本、誤差±1%を確保するには約9558標本、が必要となります。 Vol.7 今回は、「アウトカムも改善しよう!」について考えてみましょう。 アウトカム 【めざす状態の客観的な指標】アウトカムの改善例(その1) ☆☆に関する市民の満足度70%以上(平成28年度末) これらの記載から、世論調査については 1. 標本調査(標本を抽出した母集団に関する知見を得るための調査)であり 2. 市民全体の意向把握の客観性が高く 3. 性別などの属性別の傾向も把握でき 4. 過去と現在、他の自治体や分野・部門別などの比較が可能であり 5. 「市民の満足度70%以上」などの目標達成の判断ができ 6. 測定誤差(求めるべき市民全体などにおける割合との誤差)は記載されているとおりであると説明されています。 これらの説明の根拠が示されている文書を公開してください。	不存在		号 市政改革室	総務担当
令和4年3月16日	令和4年3月30日	3月1日行った公開請求について、令和4年3月15日付大市第57号による不存在による非公開決定では、不存在の理由として以下の通り記載されています。 『『その状態を客観的に測定できるような数値化した指標』の測定ができる。』という点に関して、市民の声(No.2269-10008-001-01)ですでに回答しているとおり、区民モニターアンケートは、一般に測定側の主観が入り込まない数値データを測定する一つの方法である。 また、市民の声(No.2269-10008-001-01)の回答にある「過去との比較ができる。」「測定側の主観が入り込まない数値データを測定する一つの方法である」などの点に関して、一般に区民モニターアンケートが、同一の方法で実施する限りは過去との結果比較が可能なものであり、その回答内容について測定側の主観が入り込まないものである。 上記のことから、いずれについても「区民アンケートの一般的な性質」であることが分かる根拠文書については作成又は取得しておらず、実際に存在しない。 まず1点目については「客観的」に関しては触れられていますが、「その状態(運営方針における『めざす状態』)を測定できる」という点には触れていません。これが区民(モニター)アンケートの一般的な性質であるとする根拠が示された文書について、改めて特定してください。 次に2点目について、各区の区民アンケートのもとになっている世論調査の結果報告書の「報告書を読む際の留意点」には「今回の調査は標本調査です」と記載されています。 標本調査の結果については、単に「同一の方法で実施する」だけでは比較可能なものにはならないことは学問的事実ですが、これにも関わらず「過去との比較ができる」ことが区民(モニター)アンケートの一般的な性質であるとする根拠が示された文書を公開してください。 「世論調査を基にしたものではない」としても、区民(モニター)アンケートが標本調査であることは厳然たる事実です。単に「同一の方法で実施する」だけでは比較可能なものにはならないことには変わりありません。	不存在		号 市政改革室	改革プラン推進担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当	
令和4年3月20日	令和4年4月4日	3月8日に公開されたマーケティング・リサーチに関する資料に以下の記述があります。 マーケティング・リサーチの手引き P.37 世論調査 回答者は、無作為に抽出するので、市民全体の意向把握の客観性が高い P.44 「女性の方がやりがいを感じている割合は男性より低い傾向にある」という傾向が把握できます。 P.57 7(1)より良い成果指標(アウトカム)の設定 設定時の留意点 ①比較が可能か(過去と現在、他の自治体や分野・部門別など) ②客観的に測定できるか(測定側の主観が入り込まない数値データなどで測定しているか) ③比較的簡単に入手することが可能か(必要な時に入手できるかどうか) P.59 7(1)より良い成果指標(アウトカム)の設定 【アンケート結果】 ☆☆に関する市民の満足度は50%であった 【アンケート結果】 ☆☆に関する市民の認知度は94%であった P.61 7(2)アンケート結果を活用した改善事例 ・区民アンケート等において、区役所からの情報発信がこれまでよりわかりやすくなったと感じている区民の割合:50% また、平成30年4月27日付市民の声No.1869-10039-001-01の回答には次の一文があります。 世論調査につきましては、統計的検定は行っておりませんが、一定の精度が確保できるだけの標本を用いて実施し、報告書に記載の標本誤差を考慮しながら必要に応じて様々な関連情報も含めて総合的な判断を行っており、施策・事業を行ううえでの参考として活用できるものと考えております。 これらの記載では世論調査によって「〇〇である市民(区民)の割合」を「一定の精度」で測定できるものであるとしています。 しかるに、平成30年11月2日付市民の声No.1869-10144-001-01の回答では次のようになっています。 なお、報告書に記載の標本誤差に関する説明については、母集団の推計が可能であるかのような印象を与えることがないよう、今後、表現を工夫してまいります。 これら「マーケティング・リサーチの手引き」や市民の声の回答について、記載の根拠が示された文書を公開してください。	不存在		号	市政改革室	行政改革担当
令和4年3月26日	令和4年4月11日	◎市政改革室マネジメント改革担当課長 お答え申し上げます。 委員御指摘のとおり、本市の世論調査の回答率につきましては40から50%程度で推移しておりますが、毎回1,000件程度の回答を得ていることから一定の精度は確保しているものと考えております。 1.「一定の精度」の具体的な内容が分かる文書を公開してください。 2.この答弁の根拠、合理性や妥当性が分かる文書を公開してください。	不存在		号	市政改革室	行政改革担当
令和4年3月28日	令和4年4月11日	令和4年3月23日付不存在による非公開決定(大市第62号)では不存在の理由が以下の通りとなっています。 「請求書に記載されているマーケティング・リサーチに関する資料(4件)は、いずれも平成27年度以前に作成されたものであり、請求人の言う1から6の根拠が示されている文書は、そもそも作成していたかも不明であり、作成していたとしても保存年限(5年)が経過していることから、実際に存在しないため。」 しかし、令和4年3月15日付け公開決定(大市第59号)では、標本誤差を求める式の根拠が記載され、総務省統計局ホームページ「調査に必要な対象者数」へのリンク(「標本調査では、どれくらいの標本(サンプル)数が必要なのか」の根拠であり、「測定誤差(求めるべき市民全体などにおける割合との誤差)」の根拠)も記載されており、上記記載の理由は虚偽です。 隠ぺいはやめて、令和4年3月9日付公開請求について改めて文書を特定してください。	不存在		号	市政改革室	行政改革担当